

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同) 二

○家畜伝染病の発生 (畜産課) 三

○保安林の指定 (森林整備課) 三

○道路の区域変更(三件) (道路課) 三

○道路の供用開始(三件) (同) 四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 五

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 (選挙管理委員会) 六

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則 (公安委員会) 六

告 示

○宮城県告示第八百九十一号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年九月十七日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛Revolution 10月号	(株)宙出版
二	雑誌	恋愛白書バステル 10月号	(株)宙出版
三	雑誌	パステルCute 誘惑Pink号	(株)宙出版
四	雑誌	まんがグリム童話 10月号	(株)ぶんか社
五	雑誌	無敵恋愛エスガール 10月号	(株)ぶんか社
六	雑誌	エキサイティングマックス! 10月号	(株)ぶんか社
七	雑誌	実話ナツクルズ 10月号	ミリオン出版(株)
八	雑誌	漫画実話ナツクルズDX 68462・74	ミリオン出版(株)
九	雑誌	上級恋愛ミント 10月号	(株)近代映画社
十	雑誌	恋愛宣言PINKY VOL.2 15166・10	(株)秋水社
十一	雑誌	月刊エンタメ 10月号	(株)徳間書店
十二	雑誌	BUBKA 10月号	(株)コアマガジン
十三	雑誌	劇画マッドマックス 10月号	(株)コアマガジン
十四	雑誌	FRI DAY Dynamite 8月25日増刊号	(株)講談社
十五	雑誌	COMIC すもも VOL.1 24407・9/10	(株)双葉社
十六	雑誌	ヤングアニマル嵐 No.10 28307・10/1	(株)白泉社
十七	雑誌	実話ドキュメント 10月号 05267・10	(株)竹書房
十八	雑誌	裏ツ!ベストSummer 64180・15	(株)三オブックス
十九	雑誌	週刊実話 ザ・タブー	(株)日本ジャーナル出版

二十	雑 誌	20327・10/6 裏モノJAPAN 10月号 01805・10	(株)鉄人社
二十一	雑 誌	潜入!ニッポンの裏現場24時!! 51116・20	ミリオン出版(株)

二 指定理由

図書類の内容が、一から十八までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十九の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく自殺又は犯罪を誘発し、二十一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百九十二号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十二年九月十七日

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
幸泉堂病院	遠田群涌谷町字追廻町七十・三	平成二十二年九月十七日	平成二十五年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百九十三号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十二年九月十七日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇八〇〇一四八	有限会社かくだ介護センター訪問介護事業所 角田市梶賀字高畑北百五十四番地	居宅介護 重度訪問介護	有限会社かくだ介護センター	平成二十二年七月十四日
○四一一五〇〇四四〇	ホワイトケア訪問介護事業部 大崎市古川字上古川	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ソワモン	平成二十二年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百九十四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四一〇三〇〇一〇七	アイサポート株式会社	アイサポート株式会社 塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年五月三十一日
○四一〇九〇〇二一〇	アイサポート株式会社	アイサポート株式会社 塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年六月一日
○四二七〇〇二七〇	社会福祉法人大郷町社会福祉協議会	アイサポート多賀城 多賀城市伝上山三丁目一番地二十八号	平成二十二年六月一日
○四一〇三〇〇一七二	セントケア宮城株式会社	セントケア塩釜 塩釜市野田十四番三十六号	平成二十二年七月三十一日
○四一〇九〇〇七〇	社会福祉法人嶋福社	セントケア塩釜 塩釜市野田一九番三三番十五号	平成二十二年八月一日
		大郷町社会福祉協議会 イフサポートおおさと 黒川郡大郷町粕川字東長崎三十一・七	平成二十二年七月一日
		大郷町社会福祉協議会 イフサポートおおさと 黒川郡大郷町中村字屋敷前百・八	平成二十二年六月三十日
		居宅介護桜花 多賀城市栄一・四・八	平成二十二年八月一日

〇四二七〇〇三二〇		株式会社ジャパ ンケアサービス	
変更前	変更後	ジャパンケアサー ビス八ッビー富 谷・ヘルパー ステーション 黒川郡富谷町 富谷字町十 八番一号	ジャパンケアサー ビス八ッビー富 谷・ヘルパー ステーション 黒川郡富谷町 日吉台二丁 目六番一号
平成二十二年 八月八日	平成二十二年 八月九日		

〇宮城県告示第八百九十五号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年九月十七日

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 五頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十二年九月二日

六 患者の取扱い

法令殺

〇宮城県告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十二年九月十七日

一 保安林の所在場所

牡鹿郡文川町高白浜字高白九〇の二

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的
干害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり。は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び文川町役場に備え置いて縦覧に供する。

〇宮城県告示第八百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三百九十八号
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一八・〇〇	一八・〇〇	五三・〇	三二二・五
一四八・〇	一四八・〇		三二二・五

〇宮城県告示第八百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館栗駒公園線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地从前 から 同市栗駒沼倉耕英東一四番一地从前 で	二三・四	二〇・九	一三三・九	一九五・二	区間その一
	二一・八	四九・〇			
栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地从前 から 同市栗駒沼倉耕英東一四番一地从前 で	二四・二	二〇・九	一三三・九	一九五・二	区間その二
	二一・八	四九・〇			

○宮城県告示第八百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館栗駒公園線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班一小 班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班一小 班地先まで	一三・七	一三・三	六〇・七	二四〇・六
	一三・七	一三・三		

栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先まで	後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	一一・〇	一〇・七		

栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先まで	後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	一一・〇	一〇・七		

栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一三林班一小 班地先まで	後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	一七・〇	一七・〇		

○宮城県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	栗原市花山字本沢岳山国有林五七林班一小班地先 から 同市花山字本沢岳山国有林五七林班一小班地先 まで	平成二十二年 九月十八日 正午から

○宮城県告示第九百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地从先から同市栗駒沼倉耕英東一四番一地从先まで(区間その一)	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地从先から同市栗駒沼倉耕英東一四番一地从先まで(区間その二)	平成二十二年九月十七日 午前十一時から
----	---------	--	--	------------------------

○宮城県告示第九百二二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班お一小班地先から同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班お一小班地先まで	平成二十二年九月十七日 午前十一時から
		栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先から同市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先まで	
		栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先から同市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先まで	
		栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先から同市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班お一小班地先まで	

○宮城県告示第九百二三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年九月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年九月七日	鈴木文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成二十二年九月七日	佐藤信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成二十二年九月七日	佐々木眞一	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七十六番地	理事
平成二十二年九月七日	今野時男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
平成二十二年九月七日	久本徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一	理事
平成二十二年九月七日	氷室勝好	大崎市松山長尾字大天場西九十九番地	理事
平成二十二年九月七日	佐藤徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年九月六日	佐藤良伍	大崎市松山長尾字氷室百六十八番地	理事
平成二十二年九月六日	加藤功	大崎市三本木上伊場野字境四十六番地	理事
平成二十二年九月六日	佐藤慎	大崎市鹿島台船越字本屋敷百十八番地三	理事
平成二十二年九月六日	迫裕市	大崎市松山千石字松山三百五番地一	理事
平成二十二年九月六日	中鉢勝義	大崎市松山次橋字山王八十九番地一	理事
平成二十二年九月六日	小原文夫	大崎市松山千石字館浦二十六番地	理事
平成二十二年九月六日	鈴木文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成二十二年九月六日	佐藤信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成二十二年九月六日	佐々木眞一	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七十六番地	理事

平成二十二年九月六日	今野 時 男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
------------	--------	---------------	----

選挙管理委員会

〇阿部郷長尾字前九十番地

平成二十二年九月六日（個人履歴表等提出期限の引上げに関する通知）の期限の満了に際しての経過措置に関する通知

平成二十二年九月十七日

阿部郷選挙管理委員会

委員長 佐 藤 豊 一

町長選挙の買収「町長選挙」や「知事選挙」に関するもの。
県選管に提出期限の満了に関するもの。

公安委員会

〇宮城県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成22年 9月17日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。

以下「法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年
国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(不許可の通知)

第2条 施行規則第12条の通知は、不許可通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

(相続等の承認等に関する通知)

第3条 施行規則第17条第1項の通知は承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第2号）により、
同条第2項の通知は不承認（相続・合併・分割）通知書（別記様式第3号）により行うものとする。
(許可取消しの通知)

第4条 法第8条の規定による許可の取消しは、営業許可取消通知書（別記様式第4号）を交付して

行うものとする。
(変更の承認等に関する通知)

第5条 施行規則第23条の通知は、承認（構造・設備・遊技機）通知書（別記様式第5号）又は承認
（構造・設備・遊技機）通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(特別風俗営業者の不認定等の通知)

第6条 施行規則第28条の通知は、不認定通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 法第10条の2第6項の規定による認定の取消しは、特別風俗営業者認定取消通知書（別記様式第
8号）を交付して行うものとする。

(管理者の解任の催告)

第7条 法第24条第5項の規定による営業所の管理者の解任催告は、風俗営業管理者解任催告書（別
記様式第9号）を交付して行うものとする。

(指示)

第8条 法第25条の規定による風俗営業に関する指示、法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業
に関する指示、法第31条の4第1項又は第31条の6第2項第1号の規定による無店舗型性風俗特殊
営業に関する指示、法第31条の9第1項又は第31条の11第2項第1号の規定による映像送信型性風
俗特殊営業に関する指示、法第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介営業に関する指示、法第
31条の19第1項又は第31条の21第2項第1号の規定による無店舗型電話異性紹介営業に関する指
示、法第34条第1項の規定による飲食店営業に関する指示及び法第35条の4第1項又は同条第4項
第1号の規定による接客業務受託営業に関する指示は、指示書（別記様式第10号）を交付して行う
ものとする。

(営業の停止等の通知)

第9条 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しを命ずるときは営業許可取消通知書
を、風俗営業の停止を命ずるときは営業停止命令書（別記様式第11号）を交付して行うものとする。

2 法第26条第2項の規定による飲食店営業の停止を命ずるときは、飲食店営業停止命令書（別記様
式第12号）を交付して行うものとする。

3 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止、法第30条第3項の規定による浴場業
営業、興行場営業又は旅館業の停止、法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定によ
る無店舗型性風俗特殊営業の停止、法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停
止、法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止、法
第34条第2項の規定による飲食店営業の停止、法第35条の規定による興行場営業の停止、法第35条
の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止及び法第35条の4第2項又は同条第4項第2

別記様式第1号（第2条関係）

第 号

不 許 可 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けて申請のあった風俗営業の許可については、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

号の規定による接客業務受託営業の停止を命ずるときは、営業停止命令書を交付して行うものとする。
4 法第30条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止、法第31条の5第2項又は第31条の6第2項第3号の規定による受付所営業の廃止及び法第31条の15第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずるときは、営業廃止命令書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。（公示送達による取消し）

第10条 第4条及び第9条第1項の規定による取消しの通知を行う場合において、当該風俗営業者の所在を知ることができず、営業許可取消通知書を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

2 前項の公示送達は、公安委員会が、当該通知書を保管し、いつでも当該風俗営業者に交付する旨を公安委員会の揭示板に掲示し、かつ、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に記載して行うものとする。

3 第1項の公示送達は、公安委員会の揭示板に掲示した日から2週間を経過したときに、当該風俗営業者に対し当該通知書を交付したものとみなす。

（報告等の要求）

第11条 法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告（資料提出）要求書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

（医師の指定）

第12条 法第41条の2に規定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による精神保健指定医のうちから指定するものとする。

2 前項の医師を指定したときは、宮城県公報に公示するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

平成22年9月17日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第2号（第3条関係）

第 号

承認（相続・合併・分割）通知書

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けで申請のあった相続・合併・分割による風俗営業者の地位の承継については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

許可者

承継者

上記風俗営業許可に係る相続・合併・分割を承認する。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

第 号

不承認 (相続・合併・分割) 通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の相続・合併・分割については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日を翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)
- 取消しの訴えを提起することができません (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日を翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定がなかったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日を翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第4号（第4条、第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営業許可取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）
第 条の規定により、下記のとおり風俗営業の許可を取り消すので通知する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種類別	法第2条第1項第 号（ ）
取消しの理由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第5号（第5条関係）

第 号

承認（構造・設備・遊技機）通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の営業所の構造・設備・遊技機の変更に
ついては、下記のとおりこれを承認するの通知する。

記

承認事項

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号（第5条関係）

第 号	不承認（構造・設備・遊技機）通知書
氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
年 月 日	日付けで申請のあった風俗営業の構造・設備・遊技機の変更については、下記のとおりこれを承認しないので通知する。
承認しない理由	記
年 月 日	
宮城県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号

不 認 定 通 知 書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特例風俗営業者の認定については、下記のとおりこれを認定しないので通知する。

記

認定しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

特別風俗営業者認定取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）

第 10 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり特別風俗営業者の認定を取り消すので通知する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種別	法第 2 条第 1 項第 号（ ）
認定年月日	年 月 日
認定番号	
取消しの理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

風俗営業管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）
第24条第5項の規定により、下記のとおり管理者の解任を勧告する。

記

解任を勧告する管理者	住所	
	氏名 生年月日	年 月 日生（ 歳）
上記管理者が稼働する営業所	名称	
	所在地	
	営業種別	法第2条第1項第 号（ ）営業
解任勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

営業所名称

殿

宮城県公安委員会 印

指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条第 項
の規定により下記のとおり指示する。

記

指示の理由	
指示の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第11号（第9条関係）

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 停 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条第 項

の規定により、下記のとおり

営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称 又は呼称	
営業所又は事務所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

飲 食 店 営 業 停 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第2項の規定により、下記のとおり飲食店営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第13号（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 廃 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条第 項の規定により、下記のとおり 営業の廃止を命ずる。

記

営業所の名称又は呼称	
営業所又は受付所の所在地	
命令の理由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

別記様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

報告（資料提出）要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）

第37条第1項の規定により、下記のとおり報告（資料の提出）を求めます。

記

営（事 務 所） 所在地	営業種別	法第2条第 項第 号の営業（ ）
	名称、氏名	
報告（資料の提出） を 求 め る 事 項		
理 由		
報告又は資料の 提出場所		
提出期限		
年 月 日まで		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。